

第4回北広島市安全で安心なまちづくりを考える市民会議 会議概要		
日 時	平成20年6月6日(金)午後2時~午後3時30分	
場 所	中央会館学習室	
出席者	嶋影委員(防犯協会連合会) 山根委員(暴力追放運動推進協議会) 吉川委員(PTA連合会) 大久保委員(北海道厚別警察署北広島交番) 川島委員(社会福祉協議会) 麻生委員(大曲青色灯車防犯パトロール隊) 斎藤委員(緑陽中学校区健連協青色回転灯装着パトロール隊) 浅香委員(東部南地区防犯パトロール隊) 欠席:大川委員、佐藤委員	
	事務局(4名)	三熊市民部長 武田市民生活課長 秋葉市民生活担当主査 梅木主任
	傍聴者	0名
会議次第	1 開会 2 第3回議事録概要確認 3 説明及び協議事項 (1) 条例の素案について (2) 今後のスケジュール 4 その他 (1) 次回の会議日程の確認 5 閉会	
配布資料	・第4回市民会議レジュメ ・第3回市民会議議事録概要 ・第2回・第3回市民会議における検討事項	

## 会議の概要

### 1. 開会

(座長)

皆さんこんにちは。本日は大変お忙しい中、またさらに雨の中、市民会議に参加をいただきましてを厚くお礼申し上げます。今日はA委員とB委員が欠席という連絡を受けておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。それでは、まずお手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

・事務局から配布資料の確認を行った。

### 2. 第3回議事録概要確認

(事務局)

お手元に第3回の市民会議の議事録を配布させていただきました。前回同様、時間の関係がありますので読み上げませんが、発言内容等の確認をいただきまして、訂正等がありましたら、来週11日までにご連絡をいただきたいと思いますので、よろしく願います。

### 3. 説明及び協議事項

#### (1) 条例の素案について

(座長)

本日は、前回説明いただきました条例の素案について、条項ごとに確認協議を行ないたいと思います。まず始めに、第1条の「目的」について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

(事務局)

本日は第1条から順に進めていくわけですが、まず、第1条「目的」に入る前に、資料1の「第2回・第3回の市民会議における検討事項」についても、並行して進めていきたいと思います。まず、1に「全体に分かりやすい条例にしてほしい」という第2回市民会議での意見がありました。これにつきましては、確かに分かりにくい文言がありますが、条例用語というものがあるので、できる限り、誰にでも分かる文言を作成していきたいと考えております。それでは、第1条「目的」から進めさせていただきます。

・「目的」について説明。

(事務局)

第3回の市民会議で、「目的」の条文の中にある「滞在」というのは、北広島市には観光などがあまりないので違和感がある、というお話がありました。検討した結果、本文に「本市を訪れる者」とありまして解釈の中で『本市を訪れる者』とは、本市に生活拠点を有しないが、旅行・知人訪問・仕事などで本市を訪れる者をいう」とありますので、この本文の「または滞在する」という部分を削除させていただきました。

(座長)

只今事務局より第1条の「目的」についてご説明がありましたが、何かご意見・ご質問がありますか。なければ続きまして第2条の「定義」について説明をお願いいたします。

・「定義」について説明。

(座長)

只今事務局より第2条の「定義」についてご説明がありましたが、何かご意見・ご質問がありますか。なければ続きまして第3条の「基本理念」について説明をお願いいたします。

・「基本理念」について説明。

(座長)

只今事務局より第3条の「基本理念」についてご説明がありましたが、何かご意見・ご質問がありますか。なければ続きまして第4条の「市の責務」について説明をお願いいたします。

・「市の責務」について説明。

(事務局)

資料1の中の3番目に「この条例では警察との関係が希薄な気がする」ということがありましたので、検討した結果、解釈の「北海道」の中に「北海道警察を含む」という表現を加えさせていただきました。以上でございます。

(座長)

只今事務局より第4条の「市の責務」についてご説明がありましたが、何かご意見・ご質問がありますか。なければ続きまして第5条の「市民の役割」について説明をお願いいたします。

・「市民の役割」について説明。

(事務局)

前回、市民の役割について5項目の具体例を挙げさせていただきましたが、委員の方から「お金のかかる取組ばかり載っている」という意見があったため、検討した結果、3項目に減らさせていただきました。

(座長)

只今事務局より第5条の「市民の役割」についてご説明がありましたが、何かご意見・ご質問がありますか。なければ続きまして第6条の「住民組織及び関係団体の役割」について説明をお願いいたします。

・「住民組織及び関係団体の役割」について説明。

(事務局)

ここで、前回「地理的・地形的」という表現をさせていただきましたが、それを省きまして、「社会・経済的特色などで、商店街・住宅街などの地域特性や住民の人数、年齢構成などを言う」とさせていただきました。

また、「地域で活動する他の団体とは、地域で活動している老人クラブ・婦人会・こども会」とありましたが、この中では婦人会は一般的には分かりづらいということで削除させていただきます。また、「老人クラブ・こども会など」とさせていただきました。

(座長)

只今事務局より第6条の「住民組織及び関係団体の役割」についてご説明がりましたが、何かご意見・ご質問がありますか。なければ続きまして第7条の「事業者の役割」について説明をお願いいたします。

・「事業者の役割」について説明。

(座長)

只今事務局より第7条の「事業者の役割」についてご説明がりましたが、何かご意見・ご質問がありますか。なければ続きまして第8条の「推進体制の整備」について説明をお願いいたします。

・「推進体制の整備」について説明。

(事務局)

趣旨で「本条は、防犯等による地域づくりのためには」となっていた部分をより分かりやすくするために「安全で安心なまちづくりするためには」と訂正させていただきました。

また、「図ることについて想定した」となっておりましたが、「図ることを定めたものである」と訂正させていただきました。

次に、解釈の「推進体制構想(案)」で、この「市民会議」の役員に札幌方面厚別警察署北広島交番所長が入っていましたが、ここを札幌方面厚別警察署長に訂正させていただきました。

それともう1つ、交通安全の関わりについて前回、前々回も少し説明させていただきましたが、平成15年に交通安全条例が制定され、交通安全推進協議会も設立されて活動が推進されていることから、この安全・安心条例の中に直接取り入れるものではないものの、何とか関わりができないか、ということで、この第8条の「推進体制の整備」の中で、推進会議の構成団体として、「北広島市交通安全推進委員会」も加え、推進に対する充実を図ることとしました。

(座長)

只今事務局より第8条の「推進体制の整備」についてご説明がりましたが、何かご意見・ご質問がありますか。

(C委員)

ここに「北広島市交通安全推進委員会」とあるのですが、市内に5つある交通安全協会は入れないのでしょうか。

(事務局)

北広島市交通安全推進委員会は、53の団体からなり、その中に東、西、大曲、西部の4つの交通安全協議会も入っていますので、全てここに含まれていると考えます。

(C委員)

分かりました。

(座長)

続きまして第9条の「生活環境の整備」について説明をお願いいたします。

・「生活環境の整備」について説明。

(事務局)

前は「ソフト面」の項目がなかったので、「ソフト面では防犯に対する講習会・研修会の実施や防犯チラシ等の配布をいいます。」と加えました。以上です。

(座長)

只今事務局より第9条の「生活環境の整備」についてご説明がりましたが、何かご意見・ご質問がありますか。なければ続きまして第10条の「児童等の安全の確保及び安全教育の充実」について説明をお願いいたします。

・「児童等の安全の確保及び安全教育の充実」について説明。

(座長)

只今事務局より第10条の「児童等の安全の確保及び安全教育の充実」についてご説明がりましたが、何かご意見・ご質問がありますか。なければ続きまして第11条「高齢者、障害者等の安全の確保」について説明をお願いいたします。

・「高齢者、障害者等の安全の確保」について説明。

(座長)

只今事務局より第11条の「高齢者、障害者等の安全の確保」についてご説明がりましたが、何かご意見・ご質問がありますか。なければ続きまして第12条の「自主的な地域安全活動に対する支援」について説明をお願いいたします。

・「自主的な地域安全活動に対する支援」について説明。

(座長)

只今事務局より第12条の「自主的な地域安全活動に対する支援」についてご説明がりましたが、何かご意見・ご質問がありますか。なければ続きまして第13条の「委任」について説明をお願いいたします。

・「委任」について説明した。

(座長)

只今事務局より第13条の「委任」についてご説明がりましたが、何かご意見・ご質問がありますか。なければ、以上で第1条の「目的」から第13条の「委任」まで確認してきました。市民会議としてすばらしい条例の素案が出来上がったものと考えておりますが、皆さんはどうでしょうか。何かありますか。

(D委員)

条文の下にある「趣旨」「解釈」は、条例の中に書かれるのですか。

(事務局)

これは条例の中には書くものではありませんが、例えばこれからパブリックコメント等で市民の意見を聞く場合、解説書として「この条文はこういう解釈です」ということを周知することになります。ですから表には出ませんが、市民にお知らせして解説する場合には全てこういう内容になります。

(D委員)

例えば、第1条の解釈の中で、「犯罪とは」等色々書いていますが、他に解釈がないのでしょうか。

(E委員)

正式には、犯罪といえば処罰規定のあるものに反した場合は全て犯罪となり、数え切れなだけあると思いますので、ある程度絞っても問題はないのではないかと考えます。

(C委員)

第5条の「市民の役割」の「具体的には」という部分が2項目削られて3項目になっているのですが、結局自分だけを守りなさい、という具体的な解釈のように取れるのですが、「市民1人ひとりが、自分だけではなくて、社会に向けてもそういう目を向けてほしい」という趣旨がこの中にはあるのかどうか。その部分については欠落しているのかな、と感じたのですが。

(事務局)

いわゆる「市民の役割」の中で、確かに市民の方々の一人ひとりの役割もそうですし、第2項の「市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう務めるものとする」と、こちらは市民の方にも市が実施する安心・安全にも一緒に協力してやっていただきたい、という解釈と考えていますが。

(C委員)

わかりました。

(座長)

他に何かありますか。

(F委員)

私に関わっているところで1つ質問があるのですが、第11条の「高齢者、障がい者等の安全の確保」という条文があります。ここに「必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と書いてあるのですが、第12条の2行目にも「必要な支援を行うものとする」とあり、解釈の欄で説明されています。では、第11条の「必要な措置を講ずる」はどう解釈したらいいのでしょうか。この「必要な措置」というのは誰が見ても疑問に感じると思いますので、これに対する解釈を入れた方がいいと思います。

(D委員)

私は、今言われたことで、第5条に関連あるのではないかと思いました。ここに高齢者が遭うような犯罪について具体的に書いてあっていいのではないかと、思います。そうすれば第5条の「市民の役割」の中にあるからこれでいいのかな、と私は自分なりに解釈していますが。

(事務局)

第5条の「市民の役割」の部分と、第11条の「高齢者、障害者等の安全の確保」、第12条の「自主的な地域安全活動に対する支援」、確かにこの3つは関連性があります。

これらに全て共通いたしますのは、教育や啓発といったものを全部意味しております。これを特に高齢の方々、障がいの方々のために引き出したものが第11条、そして地域全体を含めて表現したものが第12条ということで、「支援」は教育や啓発を意味しています。

ですから、当然高齢者、障害者の方であれば、福祉的な部分で教育の場を設けていく。それと、自主的な活動に対する支援でいきますと、例えば我々市民生活課から各地域の防犯等に対して教育支援という形で教育・啓発を行なっていく、という解釈をしております。

(座長)

よろしいですか。

( F 委員 )

こういったことをコメントにして、文章にさせていただかないと少し分からないのではな  
いかと思います。

( G 委員 )

それと第 6 条も「老人クラブ」とあるので関係が深いと思うのですが。

( 事務局 )

この「趣旨」の部分に分かりやすく表現したいと思います。

( D 委員 )

趣旨をつけている部分とない部分がありますので、全部解釈を入れた方がいいのでは  
ないでしょうか。

( 事務局 )

分かりました。この点につきましては、後でまた考えたいと思います。

( 座長 )

それでは、続いて の「条例名の確定」について協議してまいりたいと考えております。  
前回事務局より 3 件の条例名の案が示されましたが、再度事務局より説明をお願いします。

( 事務局 )

それでは、第 3 回の市民会議のときにご提案させていただきました条例名でございます。  
「こういう条例名はいかがでしょう」という案の形でご提案させていただきましたが、  
よりふさわしい条例名を各委員さんがお持ちであれば、それを皆さんにご提案いただきま  
して、ご協議していただければ、と思います。

( 座長 )

只今事務局より条例名について説明がありましたが、その他に何か良い条例名はありま  
すか。他になければこの 3 件の中から決定したいと思います。決定の方法は皆さんの挙手  
によって決定したいと思います。いかがでしょうか。

( H 委員 )

私はこの案にあります、1 点目の「北広島市安全で安心なまちづくり条例」という名が  
いいのではないかと思います。

( 座長 )

そうですね。では他に何かありますか。

( D 委員 )

私も一番上がいいのではないかと、と思いますが。

( 座長 )

それでは、1 番の「北広島市安全で安心なまちづくり条例」というものが皆さんいいと  
いうことなのですが、皆さん挙手していただけますでしょうか。

・委員全員が挙手。

( 座長 )

決定方法は皆さんの挙手ということですので、「北広島市安全で安心なまちづくり条例」  
が全員挙手ということで今決まりました。

( 事務局 )

事務局として、条例名ができましたので、素案の中に条例名についても、その名前の趣  
旨を入れたいと思います。

## ( 2 ) 今後のスケジュール

( 座長 )

それでは、続いて ( 2 ) の今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いした

いと思います。

(事務局)

それでは(2)安全安心条例制定後の今後のスケジュールについて、ご報告いたします。

まず、本日6月6日の第4回の市民会議で条例の素案、条例名を決定いたしました。

6月9日月曜日に市長に条例素案を提出するための提言書の確認を行いたいと思っております。

6月11日水曜日に座長により条例素案を市長に提出していただきます。

その後、この素案を市の法制担当と打ち合わせをして原案を作成します。

その後、6月13日金曜日に、この原案に対して皆様にご報告をするために、第5回の市民会議を予定しております。

6月16日月曜日、市の庁議に条例原案を報告します。

6月23日月曜日、議会の民生常任委員会に条例原案を報告します。

その後8月1日、広報によりパブリックコメントを実施しまして、その結果をもとに9月に第6回市民会議を行いまして、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえた条例の報告を行います。

11月に法規審査委員会を開催しまして、12月定例会市議会に条例を提案し、2月1日に条例施行という予定となっております。ただ、条例施行の日は早まることもありますのでご理解いただきたいと思います。

(座長)

只今事務局より今後のスケジュールについての説明がありました。このたび策定した条例素案につきまして、あくまでも市長に対して市民会議の素案として提出することになります。

(事務局)

今ご説明したスケジュールがレジユメの一番後ろについておりますのでご確認ください。

(座長)

それでは、来週早々の9日に、3人ほどの代表で集まってもらい、提出書類の確認作業をしたいと思っております。代表なのですが、私が参加しますので、あと2名どなたかいませんか。

(事務局)

先ほどの意見、条例名を含めて条例素案を作るわけですが、「市民会議でこういう条例素案を作りました」と、市長に提出をすることが次のステップになります。そのために、先ほどの意見を入れて提出書類を作るため、確認作業を代表の方をお願いをしたい、と思っております。それで9日にその条例素案と提言書の確認作業をし、11日に座長をはじめとした代表の方々と、出来た素案提言書を市長に提出するということをお願いしたいとおもいますので、その代表を座長の他2人をお願いをしたいということです。

(F委員)

これは事務的な作業なのでしょうか、あるいは、せっかくこうやって皆さん集まっておられるので、最後の確認をやるのでしょうか。

本当の事務的なことであれば、例えば、1つ気づいたことを申し上げたいのですが、第1条の2行目で、「市の責務ならびに市民、事業者・住民組織・・・」この辺りの表現も気になります。これはせっかく北広島市の条例ですから、やはりどこへ出しても恥ずかしくないような言葉遣いとか、表現、句読点を含めて、「事業者」と「住民組織」の間に「・」が入っているのは何か間違いではないか、と私は思っているのですが、こういうところを含めた事務的な作業を期待しているのか、あるいは、もう1回念のため、本当にこれは条例として、文章表現や思想まで含めた確認を求めるなら、ここにいる全員で確認作業をやっ



た方がいいのではないか、と思います。本当に事務的なことなら、市の方だけで十分ではないかと思っています。

(事務局)

この素案をそのまま市長に提出するわけではなく、この素案に至ったいきさつ等も含めて市長に提出する書類を作ります。その書類に対しての確認という意味で3人の方に立ち会っていただきたいということです。

(事務局)

補足しますが、今ご審議をいただいたこの条例の本文について、「こうしよう、ああしよう」ということを改めてやっていただくという作業ではありません。今 F 委員からも話があった、いわゆる法制レベルの検討はこれから市が、きちんとした原案を作る時に担当と協議を行ないます。

これから代表3名にやっていただくお仕事は、先ほどのD委員の質問に対して答えたように、「こういうことについては、この市民会議はこういう思いで作り、こういう意見が出ました」というように、背景について整理をして、皆様の思いを取りまとめた文章を作り、それを条例の素案と一緒に市長に提出していただく、ということで、よろしく願いいたします。

・話し合いの結果、9日の10時より、座長、A委員、H委員が集まることに決定。

(座長)

条例素案を元にして作成した条例原案を、確認の為に市民会議を6月13日金曜日15時から開催したいという提案がありますので、皆さんお忙しいとは思いますが、よろしくお願いいたします。

(C委員)

お伺いしますが、この現在の素案を市民に示される場合はほとんどこの内容ですか。

(事務局)

市民に出す前に、専門的なニュアンスに変わることはあると思いますが、内容が大きく変わることはないと思います。

(C委員)

この前「安全で安心なまちづくりの日」があった時に、「市民の連帯をいかに推進するか、ということが非常に難しい状況だ」と北海道大学の教授が言っていました。「痛い目に遭わない限り、市民は動き出さない。市民が重い腰を上げた時には、既に手遅れになっているか、少なくとも即対応した時を遥かに上回るコストがかかる、と予想される」という意見も出ていました。

毎回住民の理解と協力が必要だということを言っていましたが、大学の教授もこういうことを言っておりますので、この条例を市民に理解させるための内容についても、検討した上で決めていただきたいと思います。

(I委員)

我々にパブリックコメントで寄せられた意見等の提示はありますか。

(事務局)

パブリックコメントで「これはどういう解釈になるのか、こういうことはどういう解釈をすればいいのか」という意見が出てくると思います。それに対して、市は当然翌々月に回答をするという形になります。

(D委員)

先ほどC委員が言っていたことは確かですが、市民に意識を持ってもらうというような動きはしなければいけないと思いますが、それは簡単ではないとは思いますが。

それで、前回から「教育」といったことがありましたが、安全教育ということを考えて、児童を前提としているのかわかりませんが、果してその文言を教育委員会としてどう対応してくれるか、ということもあります。色々な条例の制定に携ると、いつもこういうことになります。でも、それがないと片手落ちになりますから。

( G 委員 )

市民が実践してくれないと何の意味もありませんからね。

( F 委員 )

市民の皆さんは具体的なことでないと中々関心を持たないです。これはあくまでも理念条例であり、理念は本当に浸透させるのが大変なので、むしろ「当然のことを文章化して、再度確認する」という程度で軽く受け止めておかないと、これを金科玉条のように盾にとって、これを制定したからどうということは中々難しいのではないと思います。

( D 委員 )

自分で自分の身を守るということは最低限必要だと思います。自分で守れなければ、各機関に責任転嫁するということがありますよね。

( 座長 )

色々と活発なご意見いただきました。条例原案の確認のため、市民会議を6月13日金曜日、午後3時から開催したいと思います。皆さん大変お忙しいと思いますが、何分にも最後までよろしくお願いいたします。

#### 4. その他

##### ( 1 ) 次回の会議日程の確認

( 事務局 )

今座長が言っていましたが、当初予定にはありませんでしたが、次回会議を6月13日15時から、中央会館の集会室で開催したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

( 座長 )

大変長くなりましたが、色々皆さんの貴重なご意見をいただきました。以上をもって、本日の会議を終わりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

#### 5. 閉会